

(別紙第1)

家裁委員会意見について(調停)

1 照会書について

- (1) 調停事件において期日前に相手方に対して照会書を送付することにつき、書を重視することになり、話し合いを前提とする調停の趣旨が活かされないことになりかねないため、調停期日前に照会書を送付する必要がないという御意見、調停期日が始まった段階で交付して記載してもらう方が良いなどの御意見をいただきました。

(取組状況)

我が国の家族をめぐる社会状況、国民の権利意識の高まりの中で、家族間の事件においても当事者等自らが裁判等の資料を提出したり、反論をするなど手続に主体的に関わる機会を保障し、裁判等の結果に納得を得るようにすることが重要になってきています。これらを前提に、家事事件手続法が施行され、調停手続においても手続の透明性を高め、主体的に主張や資料を提出してもらい、納得性の高い手続運営が求められています。早期に当事者の言い分を理解し、これを当事者双方の間で共有し、当事者双方が主体的な紛争解決に向けた検討をすることが重要となっています。

家事事件手続法では申立書写しを期日の通知書とともに相手方に送付することとされましたが、裁判所としても当事者の対立点がどこにあるのかをいち早く理解し、第一回の調停期日から充実した調停運営をする必要があると考えています。そこで、相手方とされた方も既に何らかの言い分を持っており、申立書が送付されると自分の意見を述べたいと考える方が多い状況にあることや、申立書を読んだ上で自分の主張なりを照会書に回答いただくことで、より主体的に調停に関与していただくことになるという考えから、照会書を期日前に送付する方法を採用しています。「照会書」や「答弁書催告状」という形で、調停期日前に照会するという扱いは、全国的にほとん

どの家庭裁判所において行われていると聞いています。

なお、書面主義に陥らないかという懸念につきましては、調停委員は調停は当事者双方の話を聞くことが基本であることを理解しており、実際にも、申立書と相手方の照会に対する回答書等を参考にはしますが、改めてその方の意見を聴取して調停を進行させています。以上から調停期日前に相手方に照会書を送付する取扱いとしていることにつき御理解をいただきたいと存じます。

- (2) 照会書の冒頭に「申立人から申請があれば、見せたり、コピーをさせます」とあるが、「裁判官の許可があれば」を加えるべきである。そうすれば、不適切なことが記載されていても、裁判官が許可しないと安心できるという御意見、また、冒頭には、「調停前に調停の進行に役立てるために記載してもらうもので、これによって何かを決めるものではない」、との旨を記載する方がよい、書面に記載してしまうと後からその発言を覆すことできないと当事者が考えてしまうのではないかという御意見、照会書の回答欄に勤務先を記載する欄があるが知られたくない人もいるのではないかと御意見をいただきました。

(取組状況)

御意見を参考に、配布資料のとおり改訂しました。冒頭の「申立人から申請があれば、見せたり、コピーをさせます」という記載は「申立人から申請があれば、閲覧やコピーが許可されることがあります」として許可によることを正確に記載しました。

「相手方であるあなたのお考えをうかがい、調停の進行に役立てるためのものです。」の部分及び「あくまで現時点でのお考えをお聴きするものです」にも下線を入れ、また、「記入しにくい点については空欄のままで結構です。調停の席上でお話してください」も加えました。

2 流れ図について

流れ図には基本的な調停事件の流れは書いてあるが、そこで何が起きるのか、

こういう書類が必要であるとかが記載されていない。調停期日に出席して、それぞれのタイミングでどのようなことが話されてどうなるのか、不成立後の流れも含めて具体的に分かるフローにしたらい、という御意見をいただきました。また「第一回調停期日」という言葉が分からない人や期日に自分がどうしたらいいのかわからない人が多いという御指摘もありました。

(取組状況)

流れ図ではそれぞれのタイミングで何が行われるのかわからないという御指摘につきましては、確かに御指摘のとおりではございますが、各調停期日で行うのか、どういう書類が必要かにつきましては、事案によってその進行具合が異なることから、一般的に交付する流れ図上で示すことは困難であると考えました。

次に、前回お示ししたものは、夫婦関係調整調停事件のもので、不成立になった場合は訴訟を提起するのかわかりたいと、その後の手続は記載していませんが、調停が不成立になって審判に移行する養育費、婚姻費用分担等の、別表第二事件については、調停不成立になったあとの手続も説明しており、実際に不成立になったときに再度その後の手続の説明書面を交付し、調停委員から説明するなどして手続をおわかりいただくように努めています。

調停の意味につきましては、「夫婦関係調整調停事件について」という説明の中には、「夫婦双方から事情や意見を十分に聴き、双方が納得のいく適切な解決ができるように話し合いを進めます。」「お話は申立人と相手方から交互に伺います」と記載してあることで調停はどのようなものかひととおり理解されていると思われませんが、調停期日の最初には必ず調停委員が双方当事者に流れ図等を前提に、できるだけ分かりやすい言葉を使用して調停の意味と調停事件の進行の流れについて説明し、理解していただけるようにしております。

前回の家裁委員会では、当事者からみて分かりやすい書面という観点から様々な御指摘をいただきました。今後も当事者により分かりやすく、何を調停で行ってい

るのか，双方が理解し，主体的な解決ができる調停を目指し，さらに改善等を検討していきたいと考えております。